

よくある問合せについてのQ & A

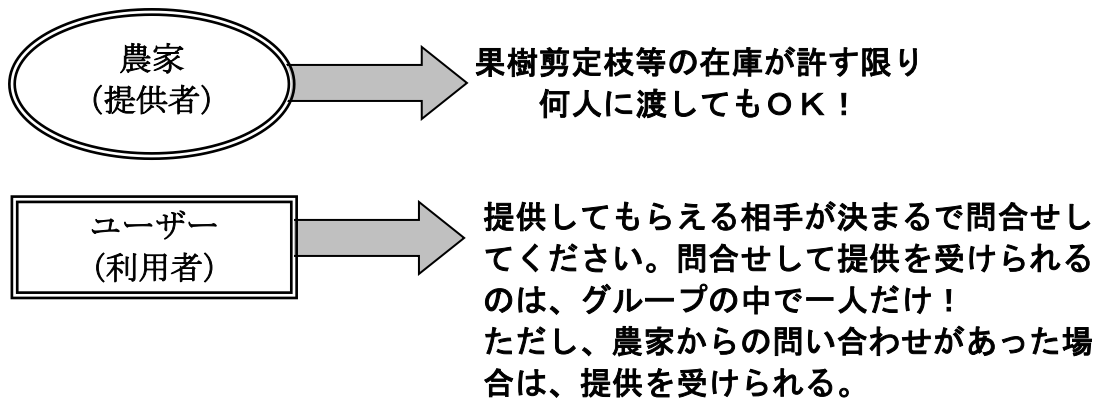
<提供者・利用者共通>

Q1. リストの何人に問い合わせたいの？

A 1. この事業では、提供者、利用者それぞれを、申込書の条件などを考慮してグループ分けし、マッチングしたリストをお渡しします。提供者、利用者とも、相手が決まるまでの問合せは何人にしてもらっても結構ですが、利用者は相手が見つかった場合は、同一グループ内でそれ以上問合せしないでください。ただし、農家の方からの問い合わせがあった場合のみ、提供を受けられることとします。（できるだけ多くの利用者に収集機会を提供するためです。ご理解をお願いします。）

※農家の方は、在庫が許す限り、何人利用者を受けていただいても結構です。

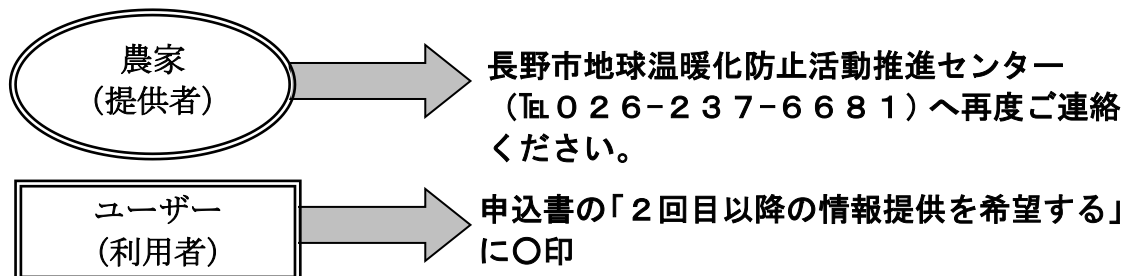
<やり取りのルール>



Q2. 提供してもらったリストから相手方がみつからなかったのですが。

A 2. 提供者、利用者それぞれのグループの人数によっては、どの人に連絡しても「もう全部あげてしまった」（提供者）、「もう十分足りた」（利用者）ということがあります。また、条件・日程が合わずに相手方が見つからない場合もあります。「1回目の情報で相手が1人決まったけど、もっと薪が欲しい」（利用者）という方も含め、2回目以降の情報提供を希望する場合は、以下のようにお願いします。

<2回目以降の情報提供>



※申込みを一括で締め切り（令和7年11月7日）、全申込者をグループ分けして情報提供するため、原則的には1人1回の情報提供となります。締め切り後、新たな申込者（まき提供者）が無い場合も当然ありますので、2回目の情報提供が必ずできるとは限りません。

Q3. 提供(収集)で金銭のやり取りは必要なんですか？

A3. この事業では、提供者・利用者双方に金銭(金品)のやりとりは一切ありません。
本事業に申し込みに当たって、原則、金品等のやり取りは行わないようお願いをしておりますので、この点ご承知おきください。

Q4. 連絡したら(連絡が来たら)、必ず提供(収集)しなきゃいけないの？

A4. 提供者の提供できる木の状態・量、利用者のほしい木の状態・量、双方の日程など、条件が合わない場合には、それぞれ断っていただいて結構です。「実際に取りに来てもらったら(あるいは収集に行ったら)、思っていたのと違った」などということの無いよう、提供者・利用者で事前によく調整してください。

<提供者(農家)側>

Q5. 取りに来てもらったけど、まだ、まき(伐採木)が余っているのですが。

A5. 長野市地球温暖化防止活動推進センターへご連絡ください。希望者がいれば、再度情報提供いたします。

Q6. 木の伐採と一緒に木の根まで持って行ってほしい

A6. この事業は、「すべての不要な木を利用者が片付ける」というものではありません。木の根(抜根作業含む)、腐朽するなどまきとして不適当なもの等、利用者の方が必要としない木材については、提供者(農家の方)ご自身でこれまでどおり処理・処分していただく必要があります。

<利用者側>

Q7. 作業について

A7. この事業は「農家が利用者のために、薪を持っていけるように用意する」というものではありません。原則的には利用者が自ら、枝の切り分け等の作業をして、軽トラック等に積み込み、必要量を収集するものです。そのため「作業が無く薪を収集できる」ということはありませんので、のこぎり、チェーンソー等必要な道具を持って収集にあたってください。

また、提供できる薪の状態は、個々の提供者によって異なるため、「木がどんな状態で、どの位の作業が必要なのか」事前に良く確認してください。

作業の約束をしたあとで、事情により収集ができなくなった場合は、速やかに提供者に連絡し、よく事情を説明してご理解いただくようお願い致します。

なお、農家の方の農作業に支障が無いよう、現地(農地)での作業は、木を軽トラック等に載せられる長さ(概ね 180cm 程度)に切り分けるにとどめ、玉切り、まき割り等の作業は自宅で行ってください。

Q8. 取りに行ったけど、まだ、剪定枝等がほしいのですが。

A 8. 申込みの際、申込書の「2回目以降の情報提供」欄の「希望する」に○印をつけてお申込みください。新たな提供情報が入り次第、○印のついている人を対象に、申込条件でマッチングして順次情報提供いたします。

※ 申込みを一括で締め切り（令和7年 11 月7日）、全申込者をグループ分けして情報提供するため、原則的には1人1回の情報提供となります。締め切り後、新たな申込者が無い場合もありますので、2回目の情報提供が必ずできるとは限りません。

※ これまでの統計から、この事業で薪ストーブに必要な全てのまきを確保することは困難ですので、この事業以外のまき確保の手段もご検討ください。

<その他注意事項>

本事業参加者ではありませんが、以前、まきを貰う人の畑を間違えて、他人の畑の木を切ってしまったという事例があったようです。その場合には、切った本人が不法行為、器物損壊等に基づく損害賠償など法的な責めを負うことになります。本事業のやり取りにおいては、提供者・利用者双方で連絡を密にとり、そのような間違いが無いよう、くれぐれも気をつけてください。

〒380-0835
長野市新田町 1513-2
長野市地球温暖化防止活動推進センター
担当：小野・村上
電話：026-237-6681
FAX：026-237-6690
E-mail：eco-mame@dia.janis.or.jp